

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)(第一条関係) . . . . .	1
○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(第二条関係) . . . . .	47
○船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(附則第二十七条関係) . . . . .	54
○国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)(附則第二十七条関係) . . . . .	55
○国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)(附則第二十八条関係) . . . . .	56
○退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)(附則第二十九条関係) . . . . .	57
○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(附則第三十条関係) . . . . .	58
○行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)(附則第三十二条関係) . . . . .	61
○印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(附則第三十三条関係) . . . . .	62
○貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)(附則第三十四条関係) . . . . .	63
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)(附則第三十五条関係) . . . . .	64
○独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(附則第三十六条関係) . . . . .	65
○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(附則第三十七条関係) . . . . .	66

改正案

貿易保険法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 株式会社日本貿易保険

第一節 総則（第三条―第六条）

第二節 役員及び職員（第七条―第十一条）

第三節 業務（第十二条―第十六条）

第四節 財務及び会計（第十七条―第三十条）

第五節 雑則（第三十一条―第三十八条）

第三章 貿易保険

第一節 総則（第三十九条―第四十三条）

第二節 普通貿易保険（第四十四条―第四十七条）

第三節 出資外国法人等貿易保険（第四十八条―第五十条）

第四節 貿易代金貸付保険（第五十一条―第五十三条）

第五節 為替変動保険（第五十四条―第五十六条）

第六節 輸出手形保険（第五十七条―第六十一条）

第七節 輸出保証保険（第六十二条―第六十五条）

第八節 前払輸入保険（第六十六条―第六十八条）

第九節 海外投資保険（第六十九条・第七十条）

第十節 海外事業資金貸付保険（第七十一条―第七十三条）

（削る）

現行

貿易保険法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 独立行政法人日本貿易保険

第一節 総則（第三条―第七条）

第二節 役員及び職員（第八条―第十二条）

第三節 業務等（第十三条―第十八条）

（新設）

第四節 雑則（第十九条―第二十一条）

第三章 貿易保険

第一節 総則（第二十二条―第二十六条）

第二節 普通貿易保険（第二十七条―第三十条）

第三節 出資外国法人等貿易保険（第三十一条―第三十三条）

第四節 貿易代金貸付保険（第三十四条―第三十六条）

第五節 為替変動保険（第三十七条―第三十九条）

第六節 輸出手形保険（第四十条―第四十四条）

第七節 輸出保証保険（第四十五条―第四十八条）

第八節 前払輸入保険（第四十九条―第五十一条）

第九節 海外投資保険（第五十二条・第五十三条）

第十節 海外事業資金貸付保険（第五十四条―第五十六条）

第四章 政府の再保険（第五十七条―第六十一条）

第四章 罰則（第七十四条―第七十七条）  
附則

第一章 総則

（定義）

第二条 （略）

2517 （略）

18 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う本邦法人若しくは本邦人若しくは外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される本邦法人若しくは外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「海外事業資金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる本邦法人若しくは本邦人若しくは外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される本邦法人若しくは外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に発行された者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。ただし、次に掲げるものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

第五章 罰則（第六十二条―第六十四条）  
附則

第一章 総則

（定義）

第二条 （略）

2517 （略）

18 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「海外事業資金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。ただし、外国法人又は外国人が行うものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

- 一 外国法人又は外国人が行うもの  
二 本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの

## 第二章 株式会社日本貿易保険

### 第一節 総則

(削る)

(削る)

(会社の目的)

第三条 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によつて救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していな

(新設)  
(新設)

## 第二章 独立行政法人日本貿易保険

### 第一節 総則

(目的)

第三条 独立行政法人日本貿易保険の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第四条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本貿易保険とする。

(日本貿易保険の目的)

第五条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によつて救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

(新設)

なければならない。

(政府の出資)

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）」とする。

(削る)

(商号の使用制限)

第六条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用してはならない。

第二節 役員及び職員

(役員等の選任及び解任等の決議)

第七条 会社の役員等（取締役、執行役員及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(中期目標管理法人)

第五条の二 日本貿易保険は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第六条 日本貿易保険は、主たる事務所を東京都に置く。

(新設)

(資本金)

第七条 日本貿易保険の資本金は、貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 | 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(削る)

(役員等の欠格条項)

第八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、会社の役員等となることができない。

(役員等の兼職禁止)

第九条 会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(削る)

2 | 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本貿易保険に追加して出資することができる。<sup>9</sup>  
3 | 日本貿易保険は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二節 役員及び職員

(役員)

第八条 日本貿易保険に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 | 日本貿易保険に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して日本貿易保険の業務を掌理する。

2 | 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 | 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、二年とする。

(役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務)

第十条 会社の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次条において同じ。)及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員等、会計参与及び職員の地位)

第十一条 会社の役員等、会計参与及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲等)

第十二条 会社は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

2 会社は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一・二 (略)

3 会社による前項各号の再保険の引受けに係る再保険料率は、第一項の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

第十三条 会社は、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外

(秘密保持義務)

第十一条 日本貿易保険の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十二条 日本貿易保険の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務等

(業務の範囲等)

第十三条 日本貿易保険は、第五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

2 日本貿易保険は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一・二 (略)

3 日本貿易保険による前項各号の再保険の引受けに係る再保険料率は、第一項の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

第十四条 日本貿易保険は、第四章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の

国政府等又は外国法人を相手方として、この法律により会社が負う保険責任につき再保険を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 会社は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十二条第一項第一号の業務（保険契約の締結を除く。）の一部を委託することができる。

2・3 (略)

(貿易保険引受基準及び再保険引受基準)

第十五条 経済産業大臣は、会社が貿易保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準（次項及び次条第一項において「貿易保険引受基準」という。）及び再保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準（次項及び次条第一項において「再保険引受基準」という。）を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により貿易保険引受基準及び再保険引受基準を定めるときは、これを公表するものとする。

(引受決定)

第十六条 会社は、貿易保険又は再保険の引受けを行おうとするときは、貿易保険引受基準又は再保険引受基準に従つて、貿易保険又は再保険の引受けを決定しなければならない。

2 会社は、貿易保険又は再保険の引受け（経済産業省令で定めるものに限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述

損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、この法律により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うことができる。

(業務の委託)

第十五条 日本貿易保険は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十三条第一項第一号の業務（保険契約の締結を除く。）の一部を委託することができる。

2・3 (略)

(新設)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 日本貿易保険は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「整理」という。）を行つた後、同条第一項の規定による積立金（以下この項において「積立金」という。）がある場合において、



べる機会を与えなければならない。

次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について経済産業省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間（以下この項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金が多かつたとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があつた場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度においてこの項の規定により国庫に納付した場合にあつては、その納付した額を控除した残額）に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

2| 日本貿易保険の通則法第三十条第一項に規定する中期計画に関する同条第二項の規定の適用については、

「七 剰余金の使途  
同項中

八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とあるのは、「七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

3| 日本貿易保険については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4| 日本貿易保険の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

(削る)

5| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び貿易保険債券)

第十七条 日本貿易保険は、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は貿易保険債券を発行することができる。

2| 前項の規定による貿易保険債券の債権者は、日本貿易保険の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4| 日本貿易保険は、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5| 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6| 前各項に定めるもののほか、貿易保険債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十八条 日本貿易保険は、毎事業年度、長期借入金及び貿易保険債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業年度)

第十七条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(新設)

(事業計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

(剰余金の配当等の決議)

第十九条 会社の剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(財務諸表)

第二十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他経済産業省令で定める書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(第七十六条第四号において「財務諸表」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(責任準備金の算出方法書)

第二十一条 会社は、責任準備金の算出方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする

(新設)

るときも、同様とする。

2| 前項の算出方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

3| 経済産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、経済産業省令で定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

4| 経済産業大臣は、事情の変更により対外取引の健全な発達を図るため又は被保険者若しくは保険金を受け取るべき者の保護を図るため必要があると認めるときは、会社に対し、第一項の認可をした責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(責任準備金)

第二十二條 会社は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約又は再保険の契約（次条並びに第三十七條第一項及び第四項において「保険契約等」という。）に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

(支払備金)

第二十三條 会社は、毎事業年度末において、貿易保険の保険金又は再保険の再保険金（以下この条において「保険金等」という。）であつて保険契約等に基づいて支払義務が発生したものであるもの（これに準ずるものとして経済産業省令で定めるものを含む。）がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、経済産業省令で定めるところにより、支払

(新設)

(新設)

備金を積み立てなければならない。

(社債及び借入金)

第二十四条 会社は、社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない<sup>9)</sup>

(一般担保)

第二十五条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

第二十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の第二十四条第一項の社債又は借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。次条及び第二十八条において同じ。)に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について

(新設)

(新設)

(新設)

、保証契約をすることができる。

2| 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)

第二十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、社債及び借入金償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財政上の措置)

第二十八条 政府は、会社が、第二十四条第一項の規定により、社債を発行し、又は資金を借り入れることによつても、なお第十二条第一項若しくは第二項に規定する業務に要する費用又は社債若しくは借入金の償還に充てるための資金の調達をするに及ぶことが困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(余剰金の運用)

第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 四 前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

（経済産業省令への委任）

第三十条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五節 雑則

（監督）

第三十一条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、会社の運営又は管理については、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十二条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託金融機関に対して報告を

（新設）

第四節 雑則

（新設）

（報告及び検査）

第十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務

させ、又はその職員に、会社若しくは受託金融機関の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、その委託を受けた業務の範囲に限る。

2・3 (略)

(定款の変更)

第三十三条 会社の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第三十四条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第三十五条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第一項、第十八条、第十九条、第二十一条第一項、第二十四条第一項、第二十七条又は第三十三条(会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項若しくは第三項、第二十二条又は第二十九條第四号の経済産業省令を定めようとするとき。

に|関し|報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に|関し|業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第二十條 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第一項、第十七条第一項若しくは第四項又は第十八條の認可をしようとするとき。

二 第十六條第一項の経済産業省令を定めようとするとき。



三 第二十九条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(削る)

(国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金)

第三十六条 政府は、会社が外国政府等、外国法人又は外国人に関する貿易保険又は再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利(以下この条において「債権等」という。)についてその免除をし、又は放棄をした場合において、その免除又は放棄をしたことが我が国が締結した条約その他の国際約束に照らして特に必要なものであると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、その免除又は放棄をした債権等の額の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができる。

(法人税に係る課税の特例)

第三十七条 会社が、各事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険で将

(新設)

(主務大臣等)

第二十一条 日本貿易保険に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

(新設)

(新設)

来発生が見込まれるものを勘案して財務省令で定める金額以下の金額を損金経理（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 会社の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額）がある場合には、当該異常危険準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4| 連結親法人である会社が、各連結事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該連結事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外国貿易その他の対外取引において生ずる為替

取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険で将来発生が見込まれるものを勘案して財務省令で定める金額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該連結事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 連結親法人である会社の各連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度において前項の規定により当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額）がある場合には、当該異常危険準備金の金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業

年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。

三 損金経理 法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。

四 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

五 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

六 確定申告書等 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。

七 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

八 連結確定申告書等 租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。

8 前各項に定めるもののほか、会社が各事業年度終了の時ににおいて有する外国政府等を債務者とする金銭債権のうち当該外国政府等の長期にわたる債務の履行遅滞により弁済を受けることが著しく困難なものとして財務省令で定める金銭債権について法人税法第五十二条の規定を適用する場合における当該金銭債権に係る同条第一項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額の特例その他会社に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（登録免許税に係る課税の特例）

第三十八条 第五条第一項の規定による政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

### 第三章 貿易保険

#### 第一節 総則

##### (貿易保険の種類)

第三十九条 (略)

##### (引受条件)

第四十条 会社は、貿易保険の保険料率その他の引受けに関する条件（以下「引受条件」という。）を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、会社に対し、期限を定めてその引受条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 保険料率について、貿易保険の事業の収入が支出を償うに足るものであること。

二 四 (略)

3 会社は、第一項の規定による届出をした引受条件以外の引受条件により、貿易保険を引き受けてはならない。

(新設)

### 第三章 貿易保険

#### 第一節 総則

##### (貿易保険の種類)

第二十二條 (略)

##### (引受条件)

第二十三条 日本貿易保険は、貿易保険の保険料率その他の引受けに関する条件（以下「引受条件」という。）を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、日本貿易保険に対し、期限を定めてその引受条件を変更すべきことを命ずることができる。

(新設)

一 三 (略)

3 日本貿易保険は、第一項の規定による届出をした引受条件以外の引受条件により、貿易保険を引き受けてはならない。

(契約の解除等)

第四十一条 会社は、貿易保険の保険契約の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は貿易保険の保険契約の条項に違反したときは、当該保険契約に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

(代位)

第四十二条 会社は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第四十四条第二項、第四十八条第二項、第五十一条第二項、第六十二条第二項、第六十六条第二項、第六十九条第二項若しくは第七十一条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険について第五十七条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき遡求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

(二以上の契約に該当する場合の取扱い)

第四十三条 一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定の適用については、次に定めるところによる。

(契約の解除等)

第二十四条 日本貿易保険は、貿易保険の保険契約の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は貿易保険の保険契約の条項に違反したときは、当該保険契約に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

(代位)

第二十五条 日本貿易保険は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十五条第二項、第四十九条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十四条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険において第四十条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき遡求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

(二以上の契約に該当する場合の取扱い)

第二十六条 一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 前二号の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて貨物の輸出及び仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの、当該契約に基づく仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供並びにその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、輸出者、貨物（第五十四条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物、第六十二条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物）の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

四 第一号又は第二号の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（第六十二条第二項の規定を適用する場合にあつては、技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれらの対価とみなす。

第二節 普通貿易保険

(保険契約)

一・二 (略)

三 前二号の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて貨物の輸出及び仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの、当該契約に基づく仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供並びにその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、輸出者、貨物（第三十七条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物、第四十五条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物）の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

四 第一号又は第二号の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（第四十五条第二項の規定を適用する場合にあつては、技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれらの対価とみなす。

第二節 普通貿易保険

(保険契約)

第四十四条 会社は、普通貿易保険を引き受けることができる。

2 普通貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）

イ～ト (略)

チ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者若しくは仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を解除したこと。

第二十七条 日本貿易保険は、普通貿易保険を引き受けることができる。

2 普通貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）

イ～ト (略)

チ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者若しくは仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を解除したこと。



リ (略)

二 (略)

三 輸出者が第一号の損失又は前号の損失(同号イからハまでのいずれかに該当する事由により受ける損失に限る。第四十六條第三項において同じ。)を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基づいて当該貨物を引き渡し、又は当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失

四・五 (略)

(保険価額)

第四十五条 (略)

(保険金)

第四十六条 第四十四条第二項第一号の損失に係る普通貿易保険において会社が填補すべき額は、輸出者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなつた貨物(同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。)の輸出契約に基づく代金の額又は仲介貿易者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物(同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険

リ (略)

二 (略)

三 輸出者が第一号の損失又は前号の損失(同号イからハまでのいずれかに該当する事由により受ける損失に限る。第二十九條第三項において同じ。)を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基づいて当該貨物を引き渡し、又は当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失

四・五 (略)

(保険価額)

第二十八条 (略)

(保険金)

第二十九条 第二十七条第二項第一号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなつた貨物(同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。)の輸出契約に基づく代金の額又は仲介貿易者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物(同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日

契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。)の仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険契約で定める一定の割合(以下「一定割合」という。)を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

2 第四十四条第二項第二号の損失に係る普通貿易保険において会社<sup>レ</sup>が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により輸出者若しくは仲介貿易者又は技術提供者が決済期限(同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。)までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一〇二 (略)

3 第四十四条第二項第三号の損失に係る普通貿易保険において会社<sup>レ</sup>が填補すべき額は、輸出者が同項第一号の損失又は同項第二号の損失を受けたことによつて生産者が供給契約に基づいて引き渡すことができなくなつた貨物の供給契約に基づく代金の額又は供給契約に基づいて引き渡した貨物の代金の額のうち回収することができなくなつた金額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

4 第四十四条第二項第四号の損失に係る普通貿易保険において会社<sup>レ</sup>が填補すべき額は、輸出者又は仲介貿易者が同項第一号イ

から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。)の仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険契約で定める一定の割合(以下「一定割合」という。)を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

2 第二十七条第二項第二号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険<sup>レ</sup>が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により輸出者若しくは仲介貿易者又は技術提供者が決済期限(同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。)までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一〇二 (略)

3 第二十七条第二項第三号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険<sup>レ</sup>が填補すべき額は、輸出者が同項第一号の損失又は同項第二号の損失を受けたことによつて生産者が供給契約に基づいて引き渡すことができなくなつた貨物の供給契約に基づく代金の額又は供給契約に基づいて引き渡した貨物の代金の額のうち回収することができなくなつた金額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

4 第二十七条第二項第四号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険<sup>レ</sup>が填補すべき額は、輸出者又は仲介貿易者が同項

からトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

5 第四十四条第二項第五号の損失に係る普通貿易保険において会社が填補すべき額は、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が同項第二号に該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第五号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

(他契約に付随する輸出契約等に関する特例)

第四十七条 輸出契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡されるもの(以下この項において「貨物引渡契約」という。)の当事者であつて貨物を引き渡すものに当該貨物引渡契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出するもの(輸出貨物の代金の全部又は一部の決済期限が当該貨物引渡契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。)である場合における第四十四条第二項第一号の規定の適用については、同号へ中「又は仲介貿易契約」とあるのは「仲介貿易契約又は貨物引渡契約(第四十七条第一項の貨物引渡契約をいう。以下この号において同じ。)」と、同号中「又は仲介貿易契約の相手方」とあるのは「仲介貿易契約又は貨物引渡契約の相手方(貨物引渡契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡しを受けるものをいう。以下この号にお

第一号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

5 第二十七条第二項第五号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が同項第二号に該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第五号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

(他契約に付随する輸出契約等に関する特例)

第三十条 輸出契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡されるもの(以下この項において「貨物引渡契約」という。)の当事者であつて貨物を引き渡すものに当該貨物引渡契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出するもの(輸出貨物の代金の全部又は一部の決済期限が当該貨物引渡契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。)である場合における第二十七条第二項第一号の規定の適用については、同号へ中「又は仲介貿易契約」とあるのは「仲介貿易契約又は貨物引渡契約(第三十条第一項の貨物引渡契約をいう。以下この号において同じ。)」と、同号中「又は仲介貿易契約の相手方」とあるのは「仲介貿易契約又は貨物引渡契約の相手方(貨物引渡契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡しを受けるものをいう。以下この号にお

いて同じ。）」と、「若しくは仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約若しくは貨物引渡契約」と、「若しくは仲介貿易者」とあるのは、「仲介貿易者若しくは貨物引渡契約の当事者であつて貨物を引き渡すもの」と、同号リ中「又は仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約又は貨物引渡契約」とする。

2 輸出契約又は技術提供契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡され、又は技術若しくは労務が提供されるもの（以下この項において「貨物等提供契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡し、又は技術若しくは労務を提供するものに当該貨物等提供契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出し、又は技術若しくは労務を提供するもの（輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価の全部又は一部の決済期限が当該貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第四十四条第二項第二号及び前条第二項の規定の適用については、同号ハ中「又は技術提供契約」とあるのは「技術提供契約又は貨物等提供契約（第四十七条第二項の貨物等提供契約をいう。以下この号及び第四十六条第二項において同じ。）」と、同号ニ中「又は技術提供契約の相手方」とあるのは「技術提供契約又は貨物等提供契約の相手方（貨物等提供契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡し又は技術若しくは労務の提供を受けるものを用いて同じ。）」と、同号ホ中「又は技術提供契約」とあるのは「技術提供契約又は貨物等提供契約」と、同項中「決済期限」とあるのは「貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価を受領すべき日

同じ。）」と、「若しくは仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約若しくは貨物引渡契約」と、「若しくは仲介貿易者」とあるのは、「仲介貿易者若しくは貨物引渡契約の当事者であつて貨物を引き渡すもの」と、同号リ中「又は仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約又は貨物引渡契約」とする。

2 輸出契約又は技術提供契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡され、又は技術若しくは労務が提供されるもの（以下この項において「貨物等提供契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡し、又は技術若しくは労務を提供するものに当該貨物等提供契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出し、又は技術若しくは労務を提供するもの（輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価の全部又は一部の決済期限が当該貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第二十七条第二項第二号及び前条第二項の規定の適用については、同号ハ中「又は技術提供契約」とあるのは「技術提供契約又は貨物等提供契約（第三十条第二項の貨物等提供契約をいう。以下この号及び第二十九条第二項において同じ。）」と、同号ニ中「又は技術提供契約の相手方」とあるのは「技術提供契約又は貨物等提供契約の相手方（貨物等提供契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡し又は技術若しくは労務の提供を受けるものを用いて同じ。）」と、同号ホ中「又は技術提供契約」とあるのは「技術提供契約又は貨物等提供契約」と、同項中「決済期限」とあるのは「貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価を受領すべき日

を基準とする決済期限」とする。

### 第三節 出資外国法人等貿易保険

#### (保険契約)

第四十八条 会社は、出資外国法人等貿易保険を引き受けることができる。

2 出資外国法人等貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等販売契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約で定める船積期日（出資外国法人等が、当該貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの期日）から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかったことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等販売貨物（出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じた

基準とする決済期限」とする。

### 第三節 出資外国法人等貿易保険

#### (保険契約)

第三十一条 日本貿易保険は、出資外国法人等貿易保険を引き受けることができる。

2 出資外国法人等貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

一 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等販売契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約で定める船積期日（出資外国法人等が、当該貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの期日）から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかったことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等販売貨物（出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じた

ため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかったことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等仲介貿易貨物（出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）

イ〜へ（略）

ト 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方（政令で定める者を除く。）が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により出資外国法人等が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を解除したこと。

チ（略）

二 出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて政令で定める貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等販売貨物について生じた損失以外の出資外国法人等販売貨物について生じた損失を除く。）、出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは

ため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかったことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等仲介貿易貨物（出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）

イ〜へ（略）

ト 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により出資外国法人等が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を解除したこと。

チ（略）

二 出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて政令で定める貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等販売貨物について生じた損失以外の出資外国法人等販売貨物について生じた損失を除く。）、出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは

賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失以外の出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が出資外国法人等技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ（略）

ホ 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の相手方（前号トの政令で定める者を除く。）の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（出資外国法人等の責めに帰することができないものに限る。）

三 出資外国法人等（出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸するものに限る。第五十条第三項において同じ。）が保険契約の締結後生じた第一号イからへまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

四 （略）

（保険価額）

第四十九条 （略）

（保険金）

賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失以外の出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が出資外国法人等技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ（略）

ホ 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の相手方（政令で定める者を除く。）の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（出資外国法人等の責めに帰することができないものに限る。）

三 出資外国法人等（出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸するものに限る。第三十三条第三項において同じ。）が保険契約の締結後生じた第一号イからへまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

四 （略）

（保険価額）

第三十二条 （略）

（保険金）

第五十条 第四十八条第二項第一号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、出資外国法人等が同号イからチまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物（同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日（出資外国法人等が、出資外国法人等販売契約に基づいて貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日）から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。）の出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一・三 (略)

2 第四十八条第二項第二号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により出資外国法人等が決済期限（同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

3 第四十八条第二項第三号の損失に係る出資外国法人等貿易保

第三十三条 第三十一条第二項第一号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、出資外国法人等が同号イからチまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物（同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日（出資外国法人等が、出資外国法人等販売契約に基づいて貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日）から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。）の出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一・三 (略)

2 第三十一条第二項第二号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により出資外国法人等が決済期限（同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

3 第三十一条第二項第三号の損失に係る出資外国法人等貿易保



險において会社<sup>が</sup>填補すべき額は、出資外国法人等が同項第一号イからへまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなった運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

4 第四十八条第二項第四号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において会社<sup>が</sup>填補すべき額は、出資外国法人等が同項第二号ロに該当する事由により新たに負担すべきこととなった同項第四号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなったことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

#### 第四節 貿易代金貸付保険

##### (保険契約)

第五十一条 会社<sup>は</sup>、貿易代金貸付保険を引き受けることができる。

2 貿易代金貸付保険は、貿易代金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により貿易代金貸付金債権等の元本若しくは利子その他の附帯の債権で政令で定めるもの（以下「貸付金等」という。）を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じた

險において日本貿易保険<sup>が</sup>填補すべき額は、出資外国法人等が同項第一号イからへまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなった運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

4 第三十一条第二項第四号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険<sup>が</sup>填補すべき額は、出資外国法人等が同項第二号ロに該当する事由により新たに負担すべきこととなった同項第四号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなったことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

#### 第四節 貿易代金貸付保険

##### (保険契約)

第三十四条 日本貿易保険<sup>は</sup>、貿易代金貸付保険を引き受けることができる。

2 貿易代金貸付保険は、貿易代金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により貿易代金貸付金債権等の元本若しくは利子（以下「貸付金等」という。）を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことに

ことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一〇五（略）

（保険価額）

第五十二条（略）

（保険金）

第五十三条 貿易代金貸付保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち貿易代金貸付を行った者が第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回

より取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一〇五（略）

（保険価額）

第三十五条（略）

（保険金）

第三十六条 貿易代金貸付保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち貿易代金貸付を行った者が第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由

収することができない金額を除く。)から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

#### 第五節 為替変動保険

(保険契約)

第五十四条 会社は、為替変動保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険金)

第五十五条 為替変動保険において会社が填補すべき額は、輸出者又は技術提供者が回収した代金等の当該特定外国通貨をもつて表示された額(以下「外国通貨表示額」という。)を前条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額(以下「本邦通貨表示額」という。)から、当該代金等の外国通貨表示額を同項第一号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額及び当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額の合計額を控除した残額(当該代金等の本邦通貨表示額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額)とする。

(為替差益の納付)

第五十六条 保険契約者は、代金等が回収された日の特定外国為

により回収することができない金額を除く。)から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

#### 第五節 為替変動保険

(保険契約)

第三十七条 日本貿易保険は、為替変動保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険金)

第三十八条 為替変動保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者又は技術提供者が回収した代金等の当該特定外国通貨をもつて表示された額(以下「外国通貨表示額」という。)を前条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額(以下「本邦通貨表示額」という。)から、当該代金等の外国通貨表示額を同項第一号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額及び当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額の合計額を控除した残額(当該代金等の本邦通貨表示額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額)とする。

(為替差益の納付)

第三十九条 保険契約者は、代金等が回収された日の特定外国為

替相場が第五十四条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場に對してその百分の三を超えて高騰したときは、回収された代金等の外国通貨表示額を代金等が回収された日の特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額から、当該代金等の本邦通貨表示額に百分の百三を乗じて得た金額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に前条の政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額）を会社に納付しなければならぬ。

#### 第六節 輸出手形保険

##### (保険契約)

第五十七条 会社は、事業年度又はその半期ごとに、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者（以下この節において「銀行等」という。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2 輸出手形保険は、銀行等が輸出貨物の代金の回収のため振り出された荷為替手形をその振出人から買い取ったことを会社に通知することにより、その買取りにつき会社と銀行等との間に、銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払つた金額を填補すべき保険関係が成立する貿易保険とする。

##### (保険価額)

替相場が第三十七条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場に對してその百分の三を超えて高騰したときは、回収された代金等の外国通貨表示額を代金等が回収された日の特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額から、当該代金等の本邦通貨表示額に百分の百三を乗じて得た金額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に前条の政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額）を日本貿易保険に納付しなければならぬ。

#### 第六節 輸出手形保険

##### (保険契約)

第四十条 日本貿易保険は、事業年度又はその半期ごとに、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者（以下この節において「銀行等」という。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2 輸出手形保険は、銀行等が輸出貨物の代金の回収のため振り出された荷為替手形をその振出人から買い取ったことを日本貿易保険に通知することにより、その買取りにつき日本貿易保険と銀行等との間に、銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払つた金額を填補すべき保険関係が成立する貿易保険とする。

##### (保険価額)

第五十八条 (略)

(保険金)

第五十九条 輸出手形保険の保険関係に基づいて会社が填補すべき額は、保険価額のうち銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った金額から次に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

(遡求権の不行使)

第六十条 会社は、保険金を支払い、第四十二条の規定により、荷為替手形上の権利を取得した場合において、銀行等がその荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又はその荷為替手形につき遡求を受けたことについて荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がないときは、支払った保険金の額に相当する金額について遡求権を行使しないものとする。

(保険関係の成立の制限)

第六十一条 会社は、取引上の危険が大であるとき、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、輸出手形保険の保険契約に基づく保険関係を成立させないことができる。

第四十一条 (略)

(保険金)

第四十二条 輸出手形保険の保険関係に基づいて日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った金額から次に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

(遡求権の不行使)

第四十三条 日本貿易保険は、保険金を支払い、第二十五条の規定により、荷為替手形上の権利を取得した場合において、銀行等がその荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又はその荷為替手形につき遡求を受けたことについて荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がないときは、支払った保険金の額に相当する金額について遡求権を行使しないものとする。

(保険関係の成立の制限)

第四十四条 日本貿易保険は、取引上の危険が大であるとき、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、輸出手形保険の保険契約に基づく保険関係を成立させないことができる。

第七節 輸出保証保険

(保険契約)

第六十二条 会社は、輸出保証保険を引き受けることができる。

2 (略)

一 (略)

二 主たる債務者たる入札者等が保証対象債務をその本旨に従って履行せず、又は履行することができなかつた場合において、それが第四十四条第二項第一号イからリまでに掲げる事由その他の当該入札者等の責めに帰することができない事由のうち、当該入札者等が債務不履行の責任を負わないものとして当事者が定めたものによるものであるとき。

(保険価額)

第六十三条 (略)

(保険金)

第六十四条 輸出保証保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合において保証者が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払った金額（当該輸出保証が第二条第十四項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭の額との

第七節 輸出保証保険

(保険契約)

第四十五条 日本貿易保険は、輸出保証保険を引き受けることができる。

2 (略)

一 (略)

二 主たる債務者たる入札者等が保証対象債務をその本旨に従って履行せず、又は履行することができなかつた場合において、それが第二十七条第二項第一号イからリまでに掲げる事由その他の当該入札者等の責めに帰することができない事由のうち、当該入札者等が債務不履行の責任を負わないものとして当事者が定めたものによるものであるとき。

(保険価額)

第四十六条 (略)

(保険金)

第四十七条 輸出保証保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち第四十五条第二項各号のいずれかに該当する場合において保証者が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払った金額（当該輸出保証が第二条第十四項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭

いずれか少ない金額)から輸出保証の相手方から回収した金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(権利の不行使)

第六十五条 会社は、保険金を支払い、第四十二条の規定により、保証者が輸出保証の保証債務の履行により取得した主たる債務者たる入札者等に対する求償権又は第二条第十四項第三号に掲げる保証を受けている場合における当該入札者等の賠償債務について保証した者に対する保証に係る金銭の支払請求権を取得した場合においては、これらを行使しないものとする。

第八節 前払輸入保険

(保険契約)

第六十六条 会社は、前払輸入保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険価額)

第六十七条 (略)

(保険金)

第六十八条 前払輸入保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち第六十六条第二項各号のいずれかに該当する事由に

の額とのいずれか少ない金額)から輸出保証の相手方から回収した金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(権利の不行使)

第四十八条 日本貿易保険は、保険金を支払い、第二十五条の規定により、保証者が輸出保証の保証債務の履行により取得した主たる債務者たる入札者等に対する求償権又は第二条第十四項第三号に掲げる保証を受けている場合における当該入札者等の賠償債務について保証した者に対する保証に係る金銭の支払請求権を取得した場合においては、これらを行使しないものとする。

第八節 前払輸入保険

(保険契約)

第四十九条 日本貿易保険は、前払輸入保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険価額)

第五十条 (略)

(保険金)

第五十一条 前払輸入保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち第四十九条第二項各号のいずれかに該当す

より前払輸入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二（略）

#### 第九節 海外投資保険

（保険契約）

第六十九条 会社は、海外投資保険を引き受けることができる。

2・3（略）

（保険金）

第七十条 前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、当該事由に係る元本、配当金請求権又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一・二（略）

2 前条第二項第四号の事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本又は不動産に関する権利等（以下「元本等」という。）の喪失により取得した金額に

る事由により前払輸入者が前払金の返還の期限（同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二（略）

#### 第九節 海外投資保険

（保険契約）

第五十二条 日本貿易保険は、海外投資保険を引き受けることができる。

2・3（略）

（保険金）

第五十三条 前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、当該事由に係る元本、配当金請求権又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一・二（略）

2 前条第二項第四号の事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、元本又は不動産に関する権利等（以下「元本等」という。）の喪失により取得し



係る損失にあつては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該元本等の取得のための対価の額（当該元本等を取付した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三（略）

3 前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において会社が填補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額（当該元本を取付した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額）から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇二（略）

4 元本等について前三項の規定により算定した会社が填補すべき額又はその累計額が当該元本等の取得のための対価の額（当該元本等を取付した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、会社が填補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

た金額に係る損失にあつては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該元本等の取得のための対価の額（当該元本等を取付した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三（略）

3 前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額（当該元本を取付した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額）から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇二（略）

4 元本等について前三項の規定により算定した日本貿易保険が填補すべき額又はその累計額が当該元本等の取得のための対価の額（当該元本等を取付した後に保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険が填補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とす

一〇三 (略)

5 会社は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第一項及び前二項の規定により算定した会社が填補すべき額のほか、その額と第一項第一号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第一項第一号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額とみなして第一項及び前二項の規定を適用して算定した会社が填補すべき額との差額を填補しなければならない。

一〇三 (略)

#### 第十節 海外事業資金貸付保険

(保険契約)

第七十一条 会社は、海外事業資金貸付保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険価額)

第七十二条 (略)

る。

一〇三 (略)

5 日本貿易保険は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第一項及び前二項の規定により算定した日本貿易保険が填補すべき額のほか、その額と第一項第一号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第一項第一号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額とみなして第一項及び前二項の規定を適用して算定した日本貿易保険が填補すべき額との差額を填補しなければならない。

一〇三 (略)

#### 第十節 海外事業資金貸付保険

(保険契約)

第五十四条 日本貿易保険は、海外事業資金貸付保険を引き受けることができる。

2 (略)

(保険価額)

第五十五条 (略)

(保険金)

第七十三条 海外事業資金貸付保険において会社が填補すべき額は、保険価額のうち海外事業資金貸付を行った者が第七十一条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(保険金)

第五十六条 海外事業資金貸付保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち海外事業資金貸付を行った者が第五十四条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

第四章 政府の再保険

(再保険の契約)

第五十七条 政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受け

ることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによつて日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 政府は、会計年度又はその半期ごとに、日本貿易保険を相手方として、輸出手形保険の保険関係が成立することにより、当該保険関係の保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該保険関係によつて日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 政府は、第十三条第二項各号の再保険の引受けによつて日本貿易保険が負う再保険責任について、再保険を引き受けることができる。

(再保険の契約の限度)

第五十八条 政府は、次の各号に掲げる金額がそれぞれ会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内において、再保険の契約を締結するものとする。

一 一会計年度内に締結する貿易保険に係る再保険の契約に基づいて成立する再保険関係の再保険金額の貿易保険の種類ごとの総額

二 一会計年度内に引き受ける前条第三項の再保険の再保険金額の総額

(再保険金)

第五十九条 第五十七条の再保険において政府が填補すべき額は

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

#### 第四章 罰則

第七十四条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、

、日本貿易保険が支払うべき貿易保険の保険金の額又は第十三条第二項各号に規定する再保険の再保険金の額から回収した金額を控除した残額に、経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

(再保険料率)

第六十条 第五十七条の再保険の再保険料率は、政府の再保険事業の収入が支出を償うように、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める。

(回収金の納付)

第六十一条 日本貿易保険は、第五十七条の再保険の再保険金の支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた再保険金の額の第五十九条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

2 日本貿易保険は、第三十九条の規定による納付を受けたときは、当該納付を受けた金額に第五十九条の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

#### 第五章 罰則

第六十二条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若

若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十二条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第十六条第二項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

四 第二十条の規定に違反して、財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした財務諸表を提出したとき。

五 第二十一条第四項、第三十一条第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第二十二条の規定に違反して責任準備金を積み立てなかつたとき。

七 第二十三条の規定に違反して支払準備金を積み立てなかつたとき。

八 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第四十条第三項の規定に違反して貿易保険を引き受けたと

しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本貿易保険の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

（新設）

（新設）

三 第二十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

（新設）

（新設）

（新設）

四 第二十三条第三項の規定に違反して貿易保険を引き受けた

き。

第七十七条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に  
処する。

とぎ。

(新設)

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 各特別会計の目的、管理及び経理</p> <p>第一節～第九節（略）</p> <p>第十節から第十四節まで 削除</p> <p>第十五節～第十八節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十から十四まで 削除</p> <p>十五～十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二章 各特別会計の目的、管理及び経理</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 各特別会計の目的、管理及び経理</p> <p>第一節～第九節（略）</p> <p>第十節から第十三節まで 削除</p> <p>第十四節 貿易再保険特別会計（第百八十二条―第百九十二 条）</p> <p>第十五節～第十八節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十から十三まで 削除</p> <p>十四 貿易再保険特別会計</p> <p>十五～十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二章 各特別会計の目的、管理及び経理</p>



第十節から第十四節まで 削除

第三百三十八条から第九十二条まで 削除

第十節から第十三節まで 削除

第三百三十八条から第八十一条まで 削除

第十四節 貿易再保険特別会計

(目的)

第八十二条 貿易再保険特別会計は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）による政府の再保険に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第八十三条 貿易再保険特別会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第八十四条 貿易再保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
  - イ 貿易保険法第五十七条の規定による再保険の再保険料（第九十一条第二項において「再保険料」という。）
  - ロ 貿易保険法第六十一条の規定により納付される回収金（第九十一条第二項において「回収金」という。）
  - ハ 積立金からの受入金
  - ニ 積立金から生ずる収入

- ホ| 借入金
  - ヘ| 第九十二条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金
  - ト| 一般会計からの繰入金
  - チ| 貿易保険法第十六条第一項及び第六十一条第二項の規定により納付される納付金
  - リ| 附属雑収入
- 二| 歳出
  - イ| 貿易保険法第五十七条の規定による再保険の再保険金（以下この節において「再保険金」という。）
  - ロ| 事務取扱費
  - ハ| 借入金の償還金及び利子
  - ニ| 一時借入金及び融通証券の利子
  - ホ| 第九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子
  - ヘ| 融通証券の発行及び償還に関する諸費
  - ト| 一般会計への繰入金
  - チ| 独立行政法人日本貿易保険への出資金
  - リ| 附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百八十五条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百八十六条 貿易再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 将来における再保険金の支払に係る債務の履行に必要な経費

二 当該年度における再保険金の支払財源の不足に充てるために必要な経費

三 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び貿易保険法による政府の再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に関するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費

2 貿易再保険特別会計においては、附則第六十六条第十二号の規定による貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)の廃止の際における同法に基づく貿易再保険特別会計の資本の額に相当する金額並びに第六条及び前項の規定による一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資本とする。

(一般会計への繰入れ)

第百八十七条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために第六条及び前条第一項の規定により繰り入れられた繰入金については、後日、貿易再保険特別会計からその繰

入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

- 2| 前項の規定により一般会計に繰入れを行った場合には、その繰入金に相当する金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

(利益及び損失の処理)

- 第百八十八条 貿易再保険特別会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

- 2| 前項の規定によるほか、損益計算の方法については、政令で定める。

(積立金)

- 第百八十九条 貿易再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、歳出(第百八十四条第二号ハからトまでの規定による費用を除く。第三項において同じ。)の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

- 2| 貿易再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

- 3| 第一項の積立金は、貿易再保険特別会計の歳出の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百九十条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百九十一条 貿易再保険特別会計における借入金対象経費は、再保険金を支弁するために必要な経費とする。

2| 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができるときは、その借入れをする年度における再保険料、回収金及び貿易保険法第六十一条第二項の規定により納付される納付金をもって当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、第十三条第二項の規定は、適用しない。

(融通証券等)

第百九十二条 貿易再保険特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2| 第十五条第四項の規定にかかわらず、貿易再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「借入金」とあるのは、「借入金、第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借

入金及び発行した融通証券の」とする。

3| 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならぬ。

4| 貿易再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表第一（第二条関係）	
(略)	(削る)	名称	根拠法
現行		別表第一（第二条関係）	
(略)	(略)	名称	根拠法
	独立行政法人日本貿易保険		貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（附則第二十七条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第百二十四条の三関係）			
(略)	(削る)	(略)	(略)
名称	根拠法	名称	根拠法
		独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）



改正案

現行

別表第一（第二十四条関係）

別表第一（第二十四条関係）

(略)	株式会社日本貿易 保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六 十七号）	(略)	名称	根拠法
	株式会社日本政策 金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成 十九年法律第五十七号）			
(略)	(新設)	(略)	(略)	名称	根拠法

○退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（附則第二十九条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（各特別会計からの繰入れ）                      第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>（各特別会計からの繰入れ）                      第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u> 収入割額</p> <p>2 11 （略）</p> <p>（法人の事業税の課税標準）</p> <p>第七十二条の十二 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u> 各事業年度の収入金額</p> <p>（収入割の課税標準の算定の方法）</p> <p>第七十二条の二十四の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、<u>保険業</u></p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気供給業、ガス供給業及び<u>保険業</u> 収入割額</p> <p>2 11 （略）</p> <p>（法人の事業税の課税標準）</p> <p>第七十二条の十二 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気供給業、ガス供給業及び<u>保険業</u> 各事業年度の収入金額</p> <p>（収入割の課税標準の算定の方法）</p> <p>第七十二条の二十四の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、<u>保険業</u></p>

を行う法人のうち保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 船舶保険（船舶を保険の目的とする保険をいう。第五号において同じ。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料（各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）に百分の二十五を乗じて得た金額

4  
二〇五（略）

5 | 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、貿易保険業を行う株式会社日本貿易保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十五を乗じて得た金額による。

（法人の事業税の課税標準の特例）

第七十二条の二十四の四 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人以外の法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。）に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条の十二第一号ハの所得と併せて、資本金額、売上金額、家屋の床面積又は価格、土地の

を行う法人のうち保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 船舶保険（船舶を保険の目的とする保険をいう。第五号において同じ。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料（各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に百分の二十五を乗じて得た金額

4  
二〇五（略）

（新設）

（法人の事業税の課税標準の特例）

第七十二条の二十四の四 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人以外の法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条の十二第一号ハの所得と併せて、資本金額、売上金額、家屋の床面積又は価格、土地の地積又は価格

地積又は価格、従業員数等を用いることができる。

(法人の事業税の標準税率等)

第七十二条の二十四の七 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 〽三 (略)

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・三の標準税率によつて定められた率を乗じて得た金額とする。

3 〽8 (略)

(道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定)

第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業を行う法人、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 〽4 (略)

、従業員数等を用いることができる。

(法人の事業税の標準税率等)

第七十二条の二十四の七 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 〽三 (略)

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・三の標準税率によつて定められた率を乗じて得た金額とする。

3 〽8 (略)

(道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定)

第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業若しくは保険業を行う法人、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 〽4 (略)

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第十二条関係）

別表（第十二条関係）

名称	根拠法	(略)	(略)
		株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫 （平成十九年法律第五十七号）
名称	根拠法	株式会社日本貿易 保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十 七号）
		(略)	(略)
名称	根拠法	(略)	(略)
		株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十 九年法律第五十七号）
名称	根拠法	(新設)	(新設)
		(略)	(略)

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

(略)	株式会社日本貿易 保険	会社法及び貿易保険法（昭和二十五年 法律第六十七号）	(略)	名称	根拠法
	株式会社日本政策 金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫 法（平成十九年法律第五十七号）			
(略)	(新設)	株式会社日本貿易 保険	(略)	名称	根拠法

○貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）

（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （職員の引継ぎ等）</p> <p>第二条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、日本貿易保険の成立の日において、日本貿易保険の職員となるものとする。</p> <p>第十一条 削除</p>	<p>附 則 （職員の引継ぎ等）</p> <p>第二条 日本貿易保険の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、日本貿易保険の成立の日において、日本貿易保険の職員となるものとする。</p> <p>（政府が有する債権の免除）</p> <p>第十一条 政府は、この法律の施行前に貿易保険の保険金の支払に関して取得した債権であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国として政令で定めるものの政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に対して有するものについては、国際約束で定めるところにより、当該債権の全部又は一部を免除することができる。</p>



○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則三十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

(略)	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	(略)	名称	根拠法
	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）			
(略)	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	(略)	名称	根拠法
	(新設)				

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
(略)	株式会社日本貿易 保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	
	株式会社日本政策 金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	
別表（第二条関係）			
(略)	(新設)	株式会社日本政策 金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

改正案		現行	
（略）	株式会社日本貿易 保険	株式会社日本政策 金融公庫	株式会社日本政策 金融公庫
	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十 七号）	株式会社日本政策金融公庫法（平成十 九年法律第五十七号）	株式会社日本政策金融公庫法（平成十 九年法律第五十七号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）